

発注情報詳細等

件名 令和 8 年度 会計年度任用職員健康診断

(令和 7 年 12 月 12 日公表分)

横浜市教育委員会事務局教職員企画部  
教職員労務課

## 発注情報詳細等　目次

令和8年度　会計年度任用職員健康診断の入札について	・・・・・・ 1
発注情報詳細	・・・・・・ 2
設計書・仕様書等	・・・・・・ 3
質問書	・・・・・・ 5 9
公募型指名競争入札参加意向申出書	・・・・・・ 6 0
入札書	・・・・・・ 6 1

## 令和8年度 会計年度任用職員健康診断の入札について

横浜市教育委員会事務局  
教職員企画部教職員労務課

### 1 競争入札に付する事項

別添設計図書のとおり

### 2 設計図書«仕様書»に関する質問

#### (1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、

令和7年12月22日（月）午後5時00分（必着）までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を教職員労務課に持参又は書留郵便もしくは電子メールで提出してください。（ただし、持参以外は提出した旨を電話で連絡してください。）

#### (2) 質問書の提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（11階）

横浜市教育委員会事務局教職員労務課 村上

電子メールアドレス ky-koseicyosa@city.yokohama.lg.jp

#### (3) 回答

令和8年1月6日（火）までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

#### (4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

### 3 入札方法

#### (1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。

(3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

(4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札をおこないますので、入札書は二枚用意してください。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

### 4 契約手続きに関する問合せ先

教職員労務課 厚生係 村上 電話 045(671)3251

## 発注情報詳細

入札方法	入札書の持参による						
件名	令和8年度 会計年度任用職員健康診断						
納入／履行場所	委託先健診会場						
納入／履行期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで						
入札 参加資格	営業種目	345 事務・業務の委託 E 健康診断					
	所在地区分	市内・準市内・市外					
	その他	① 上記の営業種目について、第2位までに登録を認められている者であること。 ② 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市契約規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有するものであること。 ③ 入札参加意向申出締切日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 ④ 健診機関が横浜市内にあること					
提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書						
設計図書	3ページ以降						
入札参加申込締切日時	令和8年1月13日（火）午後5時00分（必着）持参または郵送による (提出先は下記参照。郵送の場合は電話連絡をしてください。)						
指名・非指名通知日	令和8年1月16日（金）						
質疑締切日時	令和7年12月22日（月） 午後5時00分	回答期限日時	令和8年1月6日（火） 午後5時00分				
入札及び開札日時	令和8年1月22日（木）午後4時00分						
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所11階 共用会議室 11-N10						
支払い条件	前金払	しない	部分払	12回以内			
注意事項	この契約は、令和8年度横浜市各会計予算が令和8年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。						
発注担当課及び 契約事務担当課	横浜市教育委員会事務局 教職員労務課 電話 045-671-3251 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（11階）担当：厚生係 村上						

令和8年度 一般会計歳出 第17款1項2目 事務局費 第12節(18)

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	教職員労務課厚生係 村上 電話 671-3251
----------	---------	-----	-----------------------------

## 設 計 書

1 委 託 名 令和8年度 会計年度任用職員健康診断

2 履 行 場 所 委託先健診会場

3 履 行 期 限      ■ 期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで  
又 は 期 限      □ 期限 令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分      □ 確定契約      ■ 概算契約

5 か し 担 保      □ 設計関係図書又は仕様書記載のとおり      ■ 不要

6 そ の 他 特 約 事 項

7 現 場 説 明      ■ 不要

□ 要( 月 日 時 分 場所 )

8 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり

## 9 部 分 払

する (12回以内)

しない

### 部分 払 の 基 準

業務内容	履行 予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額
健診業務	4月～3月	(12)	回	内訳書の通り	

### 委託代金額

( ..... .-)

### 内 訳 業務価格

( ..... .-)

### 消費税

( ..... .-)

《内訳》

名 称	品質・形状・寸法	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)
会計年度任用職員健康診断					
	A	( 610 )	人		( )
	B	( 4,690 )	人		( )
心電図検査	雇入時健康診断対象者	( 610 )	人		( )
胃検診	デジタル又は直接撮影	( 1,410 )	人		( )
胸部精密検査					
	診察	( 30 )	人		( )
	胸部X線直接撮影	( 5 )	人		( )
	胸部CTスキャン検査	( 25 )	人		( )
事務管理費		( 12 )	回		( )
小 計					( )
消費税					( )
合 計					( )

## 仕様書

### 1 件名

令和8年度 会計年度任用職員健康診断実施委託  
(健康診断については、以下、「健診」とします。)

### 2 実施場所

横浜市内に所在する健診機関の施設において健診を実施します。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 4 健診対象者

横浜市立学校に勤務するまたは勤務を予定する、会計年度任用職員のうち、教育委員会事務局が受診を指示した者。

### 5 健診種別及び対象勤務時間数

健診種別（健診区分）	対象年齢（令和8年4月1日現在年齢）
A	34歳以下、36歳～38歳 ※雇入時の健診対象者の場合は、検査項目の変更あり
B	35歳、39歳以上

### 6 健診種別と検査項目

「令和8年度 会計年度任用職員健康診断の内容」（別紙1）のとおり

### 7 法定外項目について

教育委員会事務局は、法定外項目の受診にあたっては、健診機関から教育委員会事務局へその結果が報告されることをあらかじめ職員に周知します。

### 8 受付時間

午前の場合は、9時から11時、午後の場合は、13時から15時とします。

### 9 健診実施の流れ

#### (1) 健診の申込み

受診者本人、または学校から健診機関に電話、FAX、またはWEBで申し込みます。

#### (2) 受診日時の調整

健診機関では、申込に基づき受診日時の割り振りを行い、本人、または学校に電話、FAX、またはEメールで通知します。健診機関において、受診日時の割り振りを行う際は、以下の点に留意します。

ア 希望日時のうちから、受診日を設定します。

イ 受診日は、土曜日・日曜日・祝日を除いて割り振ります。

なお、希望日で対応が不可能な場合は、健診機関と学校で直接、日程の調整を行います。

ウ 学校あてにFAXで日程を通知する場合は、受診者の性別及び生年月日をマスキングします。

エ 学校あてにFAXで日程を通知する場合は、（別紙4）「健康診断受診にあたっての注意事項」と一緒に送信します。

### (3) 受診日時の変更・キャンセルの対応

受診日時の変更やキャンセルは、本人、または学校から健診機関に連絡します。変更の申し出があった場合は改めて受診日時を設定し、本人、または学校に通知します。

### (4) 健診実施

ア 受診日当日は、健診機関の健診の流れに従い、本人を誘導します。

イ 「健康診断問診票」(別紙2)は結果報告の際に電子化したデータを必要とするため、健診機関で加工した任意の様式を使用しても構いません。

ウ メールや電話で受診日程を通知した場合は、健診日当日、受付時等に(別紙4)「健康診断受診にあたっての注意事項」を本人に渡します。

エ 健診機関は、診察、エックス線撮影時等のプライバシー確保に十分留意して行います。また、必要に応じて更衣の案内をします。その際、薄着で待機させる場合は、待合室等を男女別に用意しガウン等の上着を貸与するなどの対応をします。これらの対応が困難な場合は、受診日を通知する際に各自で上着等の持参が必要である旨を案内します。また、ガウンや検査着(健診衣)が準備できない場合についてもその旨を案内します。

オ 胸部エックス線撮影に関する取扱

胸部エックス線撮影を行わない旨本人から申し出があった場合、その理由(※次の5つの分類)を口頭で確認の上記録し、教育委員会事務局に後日報告します(様式2)。

※ (ア) 妊娠中

(イ) 妊娠の可能性がある場合

(ウ) すでに他の医療機関等で受けた

(エ) これから他の医療機関等で受ける予定

(ウ、エはいずれも当該年度内に受け、書面で結果を報告できるもの)

(オ) その他(この場合は、理由を報告書に記載します。)

なお、理由を聴取する際に上記分類を文書で示して本人に選択させません。

カ 健診機関は、医療事故等のないよう受診者の安全に十分留意しなければなりません。

キ 健診機関は、本件業務を履行するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

ク 健診機関は、検査結果の誤記入や各検査の未実施、過実施等が発生しないよう健診システムを採用するなど、円滑に健診業務を行えるよう配慮することとします。

ケ その他、健診の実施に必要な事項については、教育委員会事務局と協議し、その指示に従います。

### (5) 健診結果

ア 健診結果の判定は、横浜市教育委員会健康診断判定基準値表(別紙3)に基づき、一次・二次検査結果の個別検査項目判定を項目ごとに5区分の臓器別結果判定を行います。さらに、総合判定を5区分で行います(いずれも5区分は、A・B・C・D・E)。

健診結果は職員の健康管理に影響を及ぼすため、誤判定や結果出力漏れ等のないよう厳重に行うこととします。

イ 健診結果の送付先となる所属は、申込者の申し出によります。所属とは、学校または教育委員会事務局の所管課になりますが、その誤りを防ぐため、受診予定者・受診者の一覧を教育委員会事務局へ定期的に送付し確認を取り、結果発送時に反映します。

※以降の記載では、一律「学校」と表記します。

ウ 健診結果を示す様式は、任意の様式で可能です。

ただし、次のことを記載します。

<健診結果掲載必須内容>

項目	内容
基本事項	学校名、氏名、カナ氏名、職員番号、年齢、性別、職名、健診の種類、受診日、健診機関名
検査結果	
当日の受診結果	必要検査項目の基準値、個人の結果値、基準値を超えた場合のマーク（＊、H、Lなど）、判定結果
過去データがある場合	過去2年分の健診結果（できるだけ今回の受診結果と併記する）
オプション検査結果 （各がん検診）	検査項目・結果、結果の見方（健診機関の定めによるものがあれば）
教職員健康相談室から のお知らせを発行した 場合  （10(1) 内容ウ参照）	発行したことがわかるように記載（任意）

結果様式内（裏面も含む）でも別紙にしてもよいもの

問診票	「健康診断問診票」（別紙2）の問診票で本人が記載済みのものを電子化した任意の様式
基準値の説明など	検査項目の説明と基準値を下回る又は上回る場合の状況（想定される疾病や症状の例など）と簡易なセルフケア方法

## 10 結果報告書

### (1) 個人あて

内容	<p>ア 個人健診結果（判定は、第1分類判定及び総合判定のみ表示してください。）</p> <p>イ 教育委員会事務局が指定するもの（A4 2枚程度） 「健診結果の見方」等</p> <p>ウ 教職員健康相談室からのお知らせ（総合判定C）又は教職員健康相談室からのお知らせ（総合判定D・E）（以下、「相談室からのお知らせ」という。） 留意事項2の対象者に対し、個人健診結果と同時に発行します。</p> <p>エ ア、イ、ウを同封し、氏名・職員番号・学校名だけがわかるようにした封筒に入れ封印します。<u>なお、ウについては、ア、イと同封でも、別封筒でも可</u>としますが、封筒に封入する扱いとします。</p>
送付先	学校ごとにまとめて、各学校へ送付（(2) 学校あて参照）します。
期日	受診日から1か月以内とします。
留意事項1	◆各封筒には、本人のものだけを封入し、封筒の外側からは健診結果等がわからないようにするなど、誤封入に厳重に注意し個人情報保護を厳守します。
留意事項2	<p>◆相談室からのお知らせ等について (目的) 健康診断の結果、受診や生活習慣改善が必要な職員に対し、受診勧奨等を行い、治療状況等の報告を求めるなど、職員の健康管理に役立てるためのものです。 (対象者) 横浜市教育委員会健康診断判定基準値表に基づき、次のア、イを発行します。</p> <p>ア 総合判定が「E」又は「D」の場合 相談室からのお知らせ（総合判定D・E）</p> <p>イ 総合判定が「C」の場合 相談室からのお知らせ（総合判定C）</p>

	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室からのお知らせ(総合判定D・E)           <p>(参考1) のとおり、氏名、性別、健診日、学校名、職員番号、年齢、総合判定、受診が必要な項目等を記載し、受診結果報告書の提出についての案内、受診についての注意事項等を記載します。また、本人記入欄(受診年月日、医療機関名、受診の状況、病名・所見、検査結果、受診結果等を記載する欄)を設けます。</p> </li> <li>・相談室からのお知らせ(総合判定C)           <p>(参考2) のとおり、氏名、性別、健診日、学校名、職員番号、年齢、総合判定、受診が必要な項目を記載します。また、受診についての注意事項等を記載します。</p> </li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則としてA4サイズで、目立つようピンク色紙とします。</li> <li>・なお、<u>(参考1) (参考2)</u>の内容を含むものであれば、健診機関の任意の様式も可とします(枚数も任意)。</li> </ul>
--	---

## (2) 学校あて

内容	<p>ア 当該学校に所属する職員ごとに封印された個人健診結果等 (判定は、第1分類判定及び総合判定のみ表示してください。)</p> <p>イ 当該学校に所属する職員ごとに封印された相談室からのお知らせ (アに同封しない場合は、封筒へ封入し、宛先を衛生管理者あてとする)</p> <p>ウ 教職員健康相談室からのお知らせ等の送付について(参考3)</p> <p>エ 学校長あて送付文(参考4)</p>
送付先	学校ごとにまとめて、各学校へ送付します。
期日	<p>受診日から1か月以内とします。</p> <p>1週間分等まとめて送付してもかまいません。ただし、その際は最初の受診者の報告が受診日から約1か月以内に当該学校に届くようにします。</p>
留意事項1	<p>◆当該学校に所属する職員をまとめて送付します。</p> <p>◆後日確認できるよう、書留等発送結果の確認が取れるような送付方法にします。</p> <p>◆内容ウは、「学校長」あてに封印します。</p> <p>◆上記のとおり内容ウを「学校長」あてに封印したのち、さらに内容ア～エを「学校長」あてに封入し、送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(参考4)の内容を含むものであれば、健診機関の任意の様式も可とします。</li> </ul> <p>◆送付内容や発送結果がわかるようにしておきます。</p>
留意事項2	<p>◆「教職員健康相談室からのお知らせの送付について」について 教職員健康相談室からのお知らせを発行した職員の有無や氏名等を作成し送付します。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(参考3)のとおり、教職員健康相談室からのお知らせ等を発行した職員名、総合判定、受診日、受診結果報告書の提出依頼等について記載します。発行していない場合、その旨を記載し発行します。別紙には、「胸部エックス線検査受診者リスト」にて、職員名、受診日、受診結果等について記載します。</li> <li>・(参考3)の内容を含むものであれば、健診機関の任意の様式も可とします(対象者別でも対象者をまとめた記載でもいざれでも可とします。枚数も任意)。</li> </ul>

(3) 教育委員会事務局あて

様式	内容	期日	形式等
様式1	個人健診結果一覧	受診日から1か月以内	電子データ（エクセル）
個人健診結果		受診日から1か月以内	電子データ（PDF） ※困難な場合は紙でも可。
個人健診結果 (総合判定結果がE又はDの者と、胸部未受診者の分のみ)		受診日から1か月以内	紙 ※上記「個人健診結果」が紙形式の場合でも、紙提出。
様式2	胸部エックス線未受診者報告書	受診日から1か月以内	紙
様式3	受診者数報告書	翌月末	紙
様式4	教職員健康相談室からのお知らせ等発行リスト	受診日から1か月以内	電子データ（エクセル）

電子データは可搬化媒体（CD-RまたはDVD-R）で提出します。

＜留意事項＞

様式	留意事項
様式1	<p>(区分・出力順)</p> <p>次の①②③の3区分とします。出力順は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①胸部エックス線未受診者（カナ氏名五十音順）</li> <li>②胸部エックス線有所見者（判定E・D順、カナ氏名五十音順）</li> <li>③総合判定結果別（総合判定E・D・C・B・A順、カナ氏名五十音順）</li> </ul> <p>とします。③は、①②の該当者を含みます。</p> <p>(項目、項目の並び順等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各検査項目の結果、問診票の結果は、（様式1）の項目、並び順を基本とします。</li> <li>・受診者1名に対し、1行に各検査項目の結果、問診票の結果が並んだものにしてください。可能な限り項目名等、セルを結合する加工のないものにしてください。</li> </ul> <p>(期日)</p> <p>原則的に、個人健診結果とともに提出します。</p> <p>(その他)</p> <p>全健診終了後、①②③それぞれ、全データをまとめたものを納品してください。</p>
個人健診結果	<p>様式1①②③の順に編さんします。ただし、③は、①②を除きます。</p> <p>(PDFの場合でも紙の場合でも)</p> <p>学校教育事務所順、学校コード順、五十音順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式1の対象者の健康診断結果を1人1ページ、総合判定E・D・C・B・A順で表示</li> <li>・健康診断結果の全てが網羅されているものであれば、書式は任意で可</li> </ul>
様式2	<p>(出力順)</p> <p>カナ氏名五十音順</p> <p>(内容)</p> <p>（様式2）のとおり、所属、職員番号、カナ氏名、受診日、総合判定、未受診理由、具体的な理由等を記載します。</p> <p>(期日)</p> <p>個人健診結果に添付して提出します。</p>

様式3	請求書に添付して提出します。
様式4	(項目) (様式4)のとおり、項目は、学校名、職員番号、カナ氏名、性別、健診区分、生年月日、年齢、受診日、総合判定、検査項目別判定結果とします。 (期日) 個人健診結果とともに提出します。

#### (4) その他

##### ア 特定健診用問診結果及び検査結果

生活習慣病健康診断対象者については、公立学校共済組合等の保険者から申請があった場合、厚生労働省の定める標準的な電子データファイル仕様（原則、標準コードJ L A C 10付き）に基づき、可搬型媒体（CD-R等）で依頼機関に直接提供します。保険者への提供にあたり、保険者から受診者の保険証番号も提供が求められる場合には、受診者が受診申込時に健康保険証の保険証番号を登録する等の方法をとり、保険者番号を受診者から健診機関に提供することとします。健康診断結果の提供方法及びその費用の負担等については、健診機関と健康診断結果の提供先である保険者が別途締結する契約によるものとします。

##### イ その他

教育委員会事務局からの求めに応じて必要な報告書を提出します。その場合は都度、教育委員会事務局と協議します。

### 11 健診結果及び胸部エックス線結果の有所見者対応（緊急連絡）

健診の結果、E、胸部有所見者等緊急に対応が必要な場合は次のとおりとします。

	健診結果の有所見者 (胸部エックス線以外)	胸部エックス線有所見者
対象	個別検査項目判定の結果、1つでも「E」に該当した場合、対象とします。	胸部エックス線検査で、胸部が「E」「D」判定と判断された場合、対象とします。 健診機関の医師2名以上で読影し判断します。
連絡	電話で教育委員会事務局へ対象ごとに連絡します。	
対応	対象データを含む個人健診結果を教育委員会事務局へ提出します。 胸部エックス線については、レントゲンデータ（フィルム、CD等）とスケッチも含みます。 また、健診機関で過去データがある場合はそれも併せて提出します。 個人健診結果の該当検査項目欄に緊急連絡済であることが分かるように記載します。	
期日	連絡は、即日または翌日とします。 対応は、原則として個人健診結果を受診日から1週間以内に送付します。	

### 12 健診実施の流れ 《胸部精密検査》

#### (1) 対象者

健康診断の結果、胸部の判定がE、Dの職員

#### (2) 受診日時の調整

職員本人から健診機関に胸部精密検査の予約申込みを行います。申込みがあった場合、健診機関は、本人と健診日時等の調整、当日の案内を行います。予約の変更についても、同様に対応します。

#### (3) 胸部精密検査の実施

ア 受診日当日は、健診機関の健診の流れに従い、本人を誘導します。

イ 診察、一次検査結果等に基づき、健診機関の判断で胸部精密検査を実施します。必要に応じて、①胸部エックス線直接撮影②CTスキャン検査を実施します。

#### (4) 健診結果

健診結果を示す様式は、任意の様式で可能です。

ただし、次のことを記載します。

#### <健診結果掲載必須内容>

項目	内容
基本事項	学校名、氏名、カナ氏名、職員番号、年齢、性別、職名、健診の種類（胸部精密検査）、受診日、健診機関名
検査結果	・病名、所見（異常所見なし、所見あるが心配なし、病名・所見等） ・対応状況（（治療不要（次回健診で可）、経過観察を要する（次回検査時期）、要治療（紹介状発行の有無等））等

#### (5) 健診結果に対する問い合わせ対応

胸部精密検査の診察内容、所見等についての教育委員会事務局からの問合せに対し、医師、看護師、事務等が対応できる体制としてください。

### 13 結果報告書 <胸部精密検査>

#### (1) 個人あて

内容	ア 個人健診結果（胸部精密検査） イ アを、氏名・職員番号・学校名だけがわかるようにした封筒に入れ封印します。
送付先	学校ごとにまとめて、各学校へ送付します。
期日	受診日から1か月以内とします。
留意事項	◆各封筒には、本人のものだけを封入し、封筒の外側からは健診結果等がわからないようするなど、誤封入に厳重に注意し個人情報保護を厳守します。

#### (2) 教育委員会事務局あて

様式	内容	期日	形式等
様式5	個人健診結果一覧 (胸部精密検査)	受診日から1か月以内	電子データ（エクセル）
個人健診結果（胸部精密検査）		受診日から1か月以内	紙
様式3 9(3)再掲	受診者数報告書	翌月末	紙

#### <留意事項>

様式	留意事項
様式5	（項目、項目の並び順） ・（様式5）の項目、並び順を基本とします。 ・受診者1名に対し、1行に検査結果が並んだものにしてください。項目名等、セルを結合する加工のないものにしてください。 (期日) 個人健診結果（胸部精密検査）とともに提出します。
個人健診結果 (胸部精密検査)	様式5の順に編さんします。
様式3	請求書に添付して提出します。10(3)再掲

## 14 費用等

### (1) 委託費用の請求

委託費用は実績払いとし、月末締め翌月末までに、（様式3）とともに教育委員会事務局に請求します。代金の合計に消費税相当額を計上します。

### (2) 教育委員会事務局並びに各学校等への提出物及び連絡に係る費用（媒体、送料、通信料等） 健診機関の負担とします。

例) 学校あて：結果報告書一式等

教育委員会事務局あて：結果報告書一式、請求に係る書類一式、胸部エックス線等検査データ等

### (3) 契約外検査及び診断書等作成費用

契約外の検査及び健診結果の証明は行いません。

ただし、受診者から要望があった場合は、教育委員会事務局とその都度協議します。やむを得ないと判断した場合は、実施した検査及び証明書の発行に伴う費用は受診者負担とします。

## 15 法令遵守について

健診機関は、本件業務を履行するに当たって関係法令に従って行わなければなりません。

## 16 個人データ保護について

個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例・個人情報取扱特記事項、その他関連法令等を遵守し、受診者に係るデータ等について、その保護と取扱に最大限注意を払い、個人情報保護に努めなければなりません。

## 17 健診結果等の保存、廃棄

健診機関は、各種健康診断の結果の記録、エックス線データ及び心電図記録等を診療情報として法定年限保存し、教育委員会事務局の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければなりません。なお、法定年限を経過したものについては、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じて廃棄するものとし、廃棄が完了し次第速やかに、廃棄を証する書類（廃棄証明書または、必要事項（廃棄した日、廃棄したもの種類及びその量、廃棄方法等）を記載した書面）を教育委員会事務局に提出しなければなりません。

## 18 受診者の安全確保上の問題への対応

(1) 健診機関は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭により教育委員会事務局に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告し、その後の対応を含め、全て教育委員会事務局と協議し、指示を受けます。

ア 本件業務の実施に関わる事故

イ 受診者の個人情報の漏えい、滅失又は棄損

ウ 本件業務に係るデータの管理システムに関する障害

エ その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

(2) 健診機関は、前項(1)その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに当該事案の内容、経緯、被害状況等を教育委員会事務局に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する教育委員会事務局の指示に従うものとします。

(3) 健診機関は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を教育委員会事務局と協力して講じるものとします。

## 令和8年度 会計年度任用職員健康診断の内容

＊…産業医が就業上重要と判断した項目(法定外項目)

区分	38歳以下(35歳除く) (A)	35歳、39歳以上 (B)
検査内容	<p>1 身体計測            (1) 身長・体重・BMI            (2) 視力            (3) 聴力(会話域)</p> <p>2 診察            (1) 問診            (2) 聴打診</p> <p>3 胸部エックス線直接撮影</p> <p>4 血圧測定</p> <p>5 尿検査            (1) 尿糖            (2) 尿蛋白</p> <p>6 血液検査            (1) 赤血球数            (2) ヘマトクリット値*</p> <p>7 肝機能検査            (1) GOT(AST)            (2) GPT(ALT)            (3) γ-GTP</p> <p>8 血中脂質検査            (1) HDLコレステロール            (2) LDLコレステロール            (3) LH比*</p> <p>9 血糖検査            (1) 隨時血糖            (2) HbA1c</p> <p>———— 雇入時の健診対象者 ————            ※継続雇用者以外の方</p> <p>1 -(3)聴力(オージオメータ:1000Hz/4000Hz とも            30dB)へ変更</p> <p>10 心電図 (追加項目)</p>	<p>1 身体計測            (1) 身長・体重・BMI            (2) 腹囲            (3) 視力            (4) 聴力(オージオメータ:1000Hz・30dB、            4000Hz・40dB)</p> <p>2 診察            (1) 問診            (2) 聴打診</p> <p>3 胸部エックス線直接撮影</p> <p>4 血圧測定</p> <p>5 心電図</p> <p>6 眼底検査(両眼、無散瞳)</p> <p>7 尿検査            (1) 尿糖            (2) 尿蛋白</p> <p>8 血液検査            (1) 赤血球数            (2) ヘマトクリット値*</p> <p>9 肝機能検査            (1) GOT(AST)            (2) GPT(ALT)            (3) γ-GTP</p> <p>10 血中脂質検査            (1) HDLコレステロール            (2) LDLコレステロール            (3) LH比*</p> <p>11 血糖検査            (1) 隨時血糖            (2) HbA1c</p> <p>12 腎機能検査            (1) クレアチニン*</p> <p>———— オプション検診 ————            ※オプション検診のみの受診は不可。</p> <p>13 胃検診(エックス線直接撮影)            対象者:35、40歳以上の希望者</p>
胸部精密検査	<p>1 胸部エックス線直接撮影、CTスキャン検査            対象者:一次検査で要精検であった者            実施日:後日</p>	<p>1 胸部エックス線直接撮影、CTスキャン検査            対象者:一次検査で要精検であった者            実施日:後日</p>

## 健康診断問診票

記入年月日 年 月 日

所 属	学校	検査日	年 月 日
職員番号		職種	職名
氏 名		正規 暫定再任用 臨任 育児休業代替任期付職員	校長 副校長 教諭 養護教諭 栄養教諭 栄養職員 事務職員 その他 ( )
生年月日	昭・平 年 月 日 ( 歳) 男・女	会計年度任用職員	( )

※職種・職名のあてはまるものに○をつけるか、かっこ内に記入してください。

- 1 健康診断受診前の最終食事時間を記入してください 年 月 日 午前・午後 時頃

- 2 次の疾患で該当する項目の□にチェックをしてください。

既往歴がある場合はかかる時の年齢も記載してください。

疾患名 他	かかったこと はない	かかった時 の年齢	以前にかかり 治癒	経過観察中	治療中	放置
1 がん (白血病を含む)	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 脳卒中	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 高血圧	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 心臓病	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 肝臓病	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 腎臓病	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 腎・尿路結石	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 胃・十二指腸潰瘍	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 大腸疾患	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 胆のう炎、胆石	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 貧血	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 結核	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 喘息等呼吸器疾患	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 糖尿病	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15 高脂血症	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 痛風	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 関節リウマチ	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 膠原病	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 精神疾患	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 腰痛	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 外傷 (障害・欠損を伴う)	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22 婦人科疾患 (筋腫など)	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23 その他 ( )	<input type="checkbox"/>	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

この問診票は、健康診断の判定のために利用します。

3 最近（2～3か月）該当する症状等があれば各項目に○を記入してください。

頭痛がする、頭が重い	せきやたんが多い	夜間に2回以上トイレに行く
めまいや耳鳴りがする	疲れやすい	のどにつかえる感じがする
視力が衰えた	食欲がない	のどが渴く
目の奥が痛い	吐き気がする	手、足、顔がむくむ
動悸や息切れがする	下痢しやすい	肩がこる
胸が締めつけられる感じがする	便秘しやすい	その他( )

4 次のすべての質問項目についてあてはまる箇所（番号）に○をしてください。 【特定健診項目】

質問項目		
1 現在、血圧を下げる薬を服用している。	①はい ②いいえ	
2 現在、血糖を下げる薬又はインスリン注射を服用している。	①はい ②いいえ	
3 現在、コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用している。	①はい ②いいえ	
4 医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがある。	①はい ②いいえ	
5 医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがある。	①はい ②いいえ	
6 医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ	
7 医師から、貧血と言われたことがある。	①はい ②いいえ	
8 現在、たばこを <u>習慣的</u> に吸っている。 ※「現在、 <u>習慣的</u> に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者 条件1：最近1ヶ月間も吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、または合計100本以上吸っている	①はい ②以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない(条件2のみ) ③いいえ	
9 20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	
10 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。	①はい ②いいえ	
11 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。	①はい ②いいえ	
12 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	
13 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。 ①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない		
14 人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い	
15 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
16 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。 ①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない		
17 朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
18 お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度 ①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない(飲めない)		
19 飲酒日の1日当たりの飲酒量 ①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上		
※日本酒1合(180ml)の目安：ビール500ml、焼酎(25度)110ml、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン1杯(180ml)		
20 睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ	
21 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。 ①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりであり、少しづつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）		
22 生活習慣の改善についてこれまでに特定保健指導を受けたことがある。	①はい ②いいえ	

## 健康診断判定基準値表（令和8年度）

判定			検査項目		A (基準値)	B (経過観察)	C (要注意)	D (要受診)	E (至急受診)		
第1分類項目	第2分類項目	第3分類項目									
B M I	肥満	—	B M I		18.5 ~ 24.9	25.0 ~ 29.9	30.0以上	—	—		
	やせ	—				16.0 ~ 18.4	14.0 ~ 15.9	—	13.9以下または体重30kg未満		
腹囲	—	—	腹囲※1	男	85cm未満	85cm以上	—	—	—		
				女	90cm未満	90cm以上					
視力	—	—	視 力		1.0以上	0.7 ~ 0.9	0.6以下	—	—		
聴力	1000Z	—	聴 力		所見認めず	—	所見有り受診が必要	—	—		
	4000Z	—									
	会話域	—									
循環器	血圧	—	血 圧	収縮期	129 以下	130 ~ 139	140 ~ 159	160 ~ 199	200 以上		
				拡張期	84 以下	85 ~ 89	90 ~ 99	100 ~ 119	120 以上		
眼底	—	—	眼 底 検 查※6		所見認めず	所見あるが受診不要	所見あり受診が必要	—	—		
脂質	H D L C	—	H D L コレステロール		40 ~ 119	30 ~ 39	120以上	—	—		
			L D L C				29 以下				
	L H 比		L D L コレステロール ÷ H D L コレステロールで算出する。参考値として1.5以下を目標とする。								
	T G	—	随 時 中 性 脂 肪		174以下	175 ~ 299	300 ~ 499	500 ~ 999	1,000 以上		
肝機能	肝機能	AST	A S T (G O T)		30 以下	31 ~ 49	50 ~ 99	100 ~ 299	300 以上		
		ALT	A L T (G P T)		30 以下	31 ~ 49	50 ~ 99	100 ~ 299	300 以上		
		γ G T P	γ - G T P		50 以下	51 ~ 100	101 ~ 199	200 ~ 499	500 以上		
尿酸	—	—	尿 酸		2.0 ~ 7.0	7.1 ~ 8.9	9.0 以上	—	—		
血液	貧 血	H b	血 色 素 量※3	男	13.1 ~ 16.3	16.4 ~ 18.0	18.1 ~ 19.0	19.1 以上	—		
				女		12.1 ~ 13.0	9.0 ~ 12.0	7.1 ~ 8.9	7.0 以下		
		H T		男	38.5以上	14.6 ~ 16.0	16.1 ~ 17.0	17.1 以上	—		
				女		11.1 ~ 12.0	9.0 ~ 11.0	6.1 ~ 8.9	6.0 以下		
	多 血 等	R B C		男	420 ~ 550	35.2 ~ 38.4	27.1 ~ 35.1	27.0 以下	—		
				女		32.4 ~ 35.4	23.1 ~ 32.3	23.0 以下	—		
				男	551 ~ 599	600 ~ 650	651 以上	—	—		
				女		331 ~ 419	251 ~ 299	250 以下	—		
	白 血 球	—	白 血 球 数		3,100 ~ 8,400	511 ~ 550	551 ~ 600	601 以上	—	20,000 以上	
	281 ~ 389	250 ~ 280				201 ~ 249	—	2,000 以下			
腎機能	B U N	—	尿 素 窒 素		8.0 ~ 20.9	21.0 ~ 29.9	30.0 ~ 39.9	40.0 以上	—		
	C r		クレアチニン	1.00 以下	1.01 ~ 1.29	1.30 以上		—			
			女	0.70 以下	0.71 ~ 0.99	—	1.00 以上	—			
	e G F R		e G F R		60.0 以上	50.0 ~ 59.9	30.0 ~ 49.9	29.9 以下	—		
尿	尿蛋白	—	尿 蛋 白		陰 性	(±、+)	(2+以上)	—	—		
	尿潜血		尿 潜 血			(±)	(+以上)				
	尿糖		尿 糖			(±)	(+以上)				
糖代謝	G L U	—	隨 時 血 糖 ※4		50 ~ 139	140~199	—	200~399	400 以上		
	H b A l c	—	H b A l c (N G S P)		5.5以下	5.6 ~ 5.9	6.0 ~ 6.9	7.0 ~ 10.9	50 未満		
胸部	—	—	胸 部 エ ッ ク ス 線 ※5		所見認めず	所見あるが受診不要	—	所見有り受診が必要	所見有り至急受診が必要		
内科診察	—	—	内 科 診 察		所見認めず	所見あるが受診不要	—	所見有り受診が必要	所見有り至急受診が必要		
便潜血	—	—	便 潜 血		陰 性	—	陽 性	—	—		
胃部	—	—	胃 部 エ ッ ク ス 線 ※6		所見認めず	所見あるが受診不要	所見有り受診が必要	—	—		
婦人科	子宮	—	子宮・乳房	※ 6	所見認めず	所見あるが受診不要	所見有り受診が必要	—	—		
	乳房	—				再検査などが必要	精密検査や治療などが必要				

### 判定について

- 第1分類項目、第2分類項目、第3分類項目ごとにA～Eの判定をする。
  - 第1分類項目、第2分類項目は、各検査項目のもっとも重い判定結果とする。
  - 貧血は、Hb、HT、RBCの黄色のセルのもっとも重い判定とする。多血等は、Hb、RBCのピンク色のセルのもっとも重い判定結果とする。
  - 医師が何らかの措置が必要と判断した場合、連絡する(その結果については、その都度産業医が対応する。)
- ※1 腹囲については、雇入時健診該当者、35歳・40歳以上を対象とする。ただし次の場合は対象外とする。  
 ・妊娠中・BMI20未満者・BMI22未満で自ら腹囲を測定しその値を申告した者
- ※2 心電図については、被検者の背景(家族歴、既往歴、服薬、問診表等)を勘案し健診機関の専門医が判定する。
- ※3 血色素量について、前年度結果より2.0以上低下し、かつ、男性(12.1から13.0)、女性(11.1から12.0)に該当する場合は、C判定とする。
- ※4 隨時血糖について、食事時間が10時間以上空いた場合は、空腹時血糖と表示か、またはマークなどで表示する。(任意)
- ※5 胸部エックス線については、至急受診が必要な有所見者、特に結核の可能性が認められる有所見者をEとし、それ以外の受診が必要な有所見者をDとする。
- ※6 眼底検査、胃部エックス線、婦人科については、健診機関の専門医などが判断し、総合的に判断する。

総合判定	A (基準値)	B (経過観察)	C (要注意)	D (要受診)	E (至急受診)
個別検査項目がAのみの場合	各判定に1つでもBがある場合 (C、D、Eがあればその判定とします) 生活習慣の改善などが必要	各判定に1つでもCがある場合 (D、Eがあればその判定とします) 再検査などが必要	各判定に1つでもDがある場合 (Eがあればその判定とします) 精密検査や治療などが必要	各判定に1つでもEがある場合 すぐに受診し治療などが必要	

# 健 康 診 断 受 診 に あ た つ て の 注 意 事 項

原則として、健診日に全ての健診項目を受診してください。健診日に全ての健診項目を受診できるよう、受診日の調整をお願いいたします。(※妊娠が確定した場合は、胸部エックス線検査の受診は不要です)

注意：インスリンポンプ、持続グルコース測定器の両機器は、放射線検査（胸部X線、胃部X線、CT、マンモグラフィー等）を実施する際には取り外していただく必要があります。取り外しができない場合は、検査中止となり、『一部未受診』として、ご自分で医療機関を受診（自費）していただきます。健診機関では医療者による取り外しは行っておりません。そのため、主治医に確認し、付け替え等のタイミングで健診受診をお願いいたします。

## 1 健診項目一部未受診の場合の取扱いについて

- 健診日に受診しない項目（胸部エックス線等）がある場合は、ご自分で医療機関を受診（自費）してください（令和8年4月から10月末までに要受診。ただし、雇入時健康診断の対象者は6月末まで、年度途中に任用された育児休業代替任期付職員や臨時の任用職員は雇入から3か月以内に要受診）。
- 健診項目一部未受診の場合は、教職員健康相談室から校長を通じて『未受診項目結果報告書』の提出を依頼します。
- 未受診項目の受診結果については、必ず医療機関発行の文書（健診日、検査内容、健診結果、医療機関名、医師名が記載されているもの、診断書等）の写しを添付して報告していただくことになります。
- 特に、胸部エックス線検査を毎年受診し異常所見がないことを確認することは、教職員の結核の早期発見・早期対応、及び児童生徒への感染防止の観点から、個人だけでなく学校全体の健康管理において非常に重要です。
- なお、妊娠が確定した場合は、その旨、『未受診項目結果報告書』に記載してください。
- 妊娠の可能性がないことが判明した場合は、妊娠の可能性がない期間（生理中等）に、ご自分で医療機関を受診（自費）し、結果を報告してください。

## 2 健診項目について

令和8年度より、区分が変更となっております。検査項目を必ずご確認ください。特に、雇入時の健診対象者は、検査方法の変更や追加検査項目がありますので、ご注意ください。

健康診断の区分	検査項目
A区分 令和8年4月1日現在 38歳以下(35歳を除く)	身体計測、診察、胸部エックス線直接撮影、血圧測定、尿検査、血液検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査 ※雇入時の健診対象者(継続雇用者以外) 検査方法の変更:聴力検査(オージオメータ) 追加項目:心電図
B区分 令和8年4月1日現在 35歳、39歳以上	身体計測、診察、胸部エックス線直接撮影、血圧測定、心電図、眼底検査、尿検査、血液検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、腎機能検査 オプション(胃検診 対象年齢:35歳、40歳以上)

### 3 食事等について

		前日	当日	
		夕食	朝食	昼食
胃検診(※)を受ける方		食事は午後9時までに摂取 油もの・卵・牛乳・アルコール × 水は就寝前まで ○	食べ物・飲み物 × 水のみ、検査の3時間前まで コップ1杯(180cc)程度可 タバコ ×(健診が済むまで)	普段の食事
胃検診(※)を受けない方	午前受診の方	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ アルコール ×	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ タバコ ×(健診が済むまで)	普段の食事
	午後受診の方	普段の食事	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ タバコ ×(健診が済むまで)	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ タバコ ×(健診が済むまで)

※胃検診はオプション検診です

### 4 胃検診を受診される方の確認事項

確認事項1:(1)～(11)の質問で「はい」に該当する場合、胃検診を受診できません。

(1) バリウム検査を受けて、アレルギーが出たことがある。	はい・いいえ
(2) 幼少時も含め、腸閉塞・腸重積・腸捻転の既往がある。	はい・いいえ
(3) 消化管（食道・胃・腸）に関わる病気で定期的に検査及び治療を受けている。	はい・いいえ
(4) 大腸ポリープ切除後2か月以内である。	はい・いいえ
(5) 1年以内の頭部・心臓・肺・消化管・腹部の手術既往 (腹腔鏡・カテーテル術・ステント挿入・バルーン拡張を含む) がある。	はい・いいえ
(6) 1年以内に心疾患・脳卒中・てんかんの発作を起こした方 (疾患例：狭心症・心筋梗塞・弁膜症による意識消失・脳梗塞・脳出血など)	はい・いいえ
(7) 人工透析中である。または水分制限を伴う心不全・腎不全である。	はい・いいえ
(8) 装着型血糖測定器（グルコースモニタシステム）を装着している。	はい・いいえ
(9) 体重が120kg以上ある。	はい・いいえ
(10) 妊娠又はその可能性がある。女性のみ回答	はい・いいえ
(11) 脳脊髄液のシャント及び薬等を注入するチューブ・注入口等を装着している。	はい・いいえ

確認事項2:(①～⑨に該当する際は、場合により胃検診を受診できません。また、検査当日の高血圧・便秘などの状態、医療従事者の判断(検査に支障または危険を伴う場合等)で中止となる場合もあります。

① 検査に対し不安なことがある	はい・いいえ
② 当日の体調不良・検査前の飲食（量や時間による）	はい・いいえ
③ 誤嚥既往がある方（可能であれば内視鏡をお勧めします）	はい・いいえ
④ 体位変換困難な運動障害または1年以内に整形外科の手術既往 (損傷や麻痺、疼痛がなければ基本的には検査可能)	はい・いいえ
⑤撮影指示に従うことが困難な方	はい・いいえ
⑥ 喘息、メニエール病、めまい症等、発作により検査に支障がでる疾患 (ただし、投薬で発作が落ちingていれば検査可能)	はい・いいえ
⑦ 医療機器を装着している	はい・いいえ
⑧ 以前バリウム検査実施後の排便状況	良好・不良
⑨ 授乳中の方（下剤服用後、24時間断乳が可能な場合は検査可能）女性のみ回答	はい・いいえ

## 5 その他

- 受診時は、身分証明書(例:運転免許証、マイナンバーカード、保険証等)を必ずご持参ください。
- 当日は、脱ぎ着しやすい、上下に分かれた服でお越しください。検査によっては、ストッキングを脱いでいただきます。
- 胸部エックス線検査時は、金具やカップのついた下着・ネックレス・磁気絆創膏・湿布等は、検査前に外してください。プリント・刺しゅう等のない無地のTシャツをご着用ください。
- 心臓病・高血圧の薬は服用いただけます。受付 3 時間前までに服用してください。その他の薬については、事前に主治医にご相談ください。
- (B 区分対象者のみ)眼底検査を実施する際は、眼鏡・コンタクトレンズは外しての受診となるため、保管用のケースを持参してください。また、使い捨て(ディスポーザブル)タイプのコンタクトレンズ使用者は、検査当日は検査終了まで眼鏡等を使用してください。

### 問合せ先

健康診断の事業について 教職員労務課厚生係

電話671-3251

検査項目・結果について 教職員健康相談室

電話671-4638

個人健診結果一覽

## 樣式 1

受診者1名に対し、1行の範囲内であれば、1つの検査項目に対して複数のセルを使用して結果を記載しても構いません。

また、健診機関の定めによる項目を追加しても構いません。

※問診票(既往歴)の結果については、既往歴のある疾患名について、できるだけ、「疾患名」「かかった時の年齢」「状態」をそれぞれ1つのセルを使用して記載してください。(記載を省略しています。)

※問診票(自覚症状)の結果については、できるだけ、1つの質問項目に対し、1つのセルを使用してください。(記載を省略しています。)

※問診票(特定健診項目)の結果については、1つの質問項目に対し、1つのセルを使用してください。(記載を省略しています。)





## 胸部エックス線未受診者報告書

令和 年 月 日～ 月 日受診分

健診機関名

---

所属	職員番号	カナ氏名	受診年月日	総合判定	未受診理由	未受診理由オ の場合の具体的理由
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	
					アイウエオ	

### 未受診理由分類

- ア 妊娠中
- イ 妊娠の可能性がある
- ウ 他の医療機関・健診機関で受けた(今年度内に受け・結果を報告できること)
- エ 他の医療機関・健診機関で受ける予定である(今年度内に受け・結果を報告できること)
- オ その他(この場合は具体的に理由を記載する)

令和 年 月 日

令和 年 月分 会計年度任用職員  
健康診断受診者数報告書

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

次のとおり、令和 年 月分の受診者数を報告します。

健 診 区 分	人 数
A	
B	
A区分 雇入時健診	
胃検診	
胸部精密検査	
診察	
胸部エックス線直接撮影	
CTスキャン検査	

## 教職員健康相談室からのお知らせ発行リスト

## 樣式 4





## 個人健診結果一覽 (胸部精密檢查)

樣式 5

# 健康診断の結果、異常が見つかりました 医療機関受診後、受診結果報告書提出をしてください

受診が必要な項目(D・E判定項目)について、医療機関を受診し、期限までに受診結果を記入し、提出してください。治療中の方は、直近の受診結果を記入し、提出してください。

学校名	○○○学校	職員番号	1234567	健診日	R8.7.31
氏名	○○ ○○ 様	生年月日	1974.1.1	年齢	51歳
総合判定	D	受診が必要な項目 (D・E判定項目)	脂質、肝機能		

## 受診結果報告書(以下、本人記入)

### 提出期限: 健診結果到着後 約1か月

わかる範囲で記入または該当するものに○をつけてください。「受診が必要な項目」が複数ある場合は、本用紙をコピーする等、それぞれの項目の受診結果を報告してください。

受診年月日	年　月　日
医療機関名	
受診状況	<u>受診が必要な項目(D・E判定項目)について</u> ① 今回初めて受診 ② 以前から定期的に通院している ③ 治療を中断していたが、再開した
病名・所見	① 病名・所見( ) ② 異常所見なし
検査結果	※記載例: 9/7 血液検査 LDL 120mg/dl ※医療機関発行の血液検査等の検査結果がある場合、写しを添付してください。 ※受診が必要な項目が「血圧」の場合、受診時の血圧を記入してください。また、測定している場合は、1週間分の血圧自己測定結果を記入もしくは記録を添付してください。
治療状況等	① 治療(開始・再開・継続中) ← いずれかに○をつけ、次の【治療内容】に記載ください。 <b>【治療内容】</b> ア 内服(薬の名称) イ その他() <b>※糖尿病治療中の方で、インスリン注射をしている方はチェックしてください → <input type="checkbox"/></b> ② 所見はあるが、すぐに治療する必要はなく、定期的な検査必要(次回検査 ____月頃予定) ③ 所見はあるが、すぐに治療する必要はなく、定期的な検査不要(次回健診の確認で可) ④ 受診時は異常所見を認めず、治療の必要はない
他の病名	※その他、治療中の疾患がありましたら、記入してください。
その他	※連絡事項等がありましたら、記入してください。

提出方法

学校メール便

【担当】教職員健康相談室  
(からだの担当)  
671-4638

提出先

教職員労務課教職員健康相談室

※教育委員会事務局使用欄  
産業医  
確認欄

## ～「受診結果報告書」提出の流れ～

提出期限：健診結果到着後 約1か月



※1 YCANトップ > 各区局 > 教育委員会事務局 > 教職員労務課 > 健康診断・ストレスチェック > 会計年度任用職員健康診断  
※2 学校メール便送付先：教職員労務課 教職員健康相談室

## 医療機関受診について

- ・医療機関受診の際には健康診断結果を持参し、「受診結果報告書」に必要な項目の確認をしてください。診療科は、以下を参考にし、迷う場合は教職員健康相談室(☎671-4638)へご連絡ください。
- ・治療中の方は、健康診断受診後の直近の日程で受診している結果について「受診結果報告書」の記載をお願いします。(例：8月15日に健康診断受診、8月1日と9月1日に定期通院をしている場合は、9月1日の通院報告を入力)
- ・受診後、検査を実施した場合は、すべての検査結果判明後に「受診結果報告書」を記載してください。検査結果判明が、健康診断受診からおよそ3か月後以降となる場合には、教職員健康相談室(☎671-4638)へご連絡ください。

### 参考：主な受診先(E又はD判定)

※『受診先』の名称や医師の専門分野は医療機関(病院やクリニック等)によりさまざまですので必ずホームページなどをご確認ください

健診項目	診療科	備考・注意点
心電図、血圧	循環器科 内科	速やかに受診してください。自宅に血圧計がある場合は、受診日までに1日1-2回計測し、メモに記載したものを持参ください。
胸部レントゲン検査	呼吸器科 内科	速やかに受診してください。『気管偏位』『心陰影拡大』の場合には、『内科』となります。
内科診察	内科 それぞれの専科	『甲状腺肥大や甲状腺腫大』、『腹部腫瘍』、『皮膚疾患』、『不整脈』など様々です。かかりつけ医がいる場合は、健診結果を持ってかかりつけ医にご相談ください。
脂質(LDL、HDL、中性脂肪(TG))	内科	かかりつけ医がいる場合は、健診結果を持ってかかりつけ医にご相談ください。いない場合は、体調不良時に受診している内科をご検討ください。まずは受診予約をしましょう。受診日までは、食事(塩分の濃い食べ物、脂っこい食べ物、飲酒量などを減らす)や運動(ストレッチ、軽く汗をかく程度の運動の継続)に注意して過ごしてください。受診後もより健康になるよう続けましょう。
肝機能(ALT、AST、γGTP)	消化器科	
糖代謝(血糖値、HbA1c)、尿糖	糖尿病内科 内科	
腎機能(尿素窒素、クレアチニン)	腎臓内科 内科	

# 健康診断の結果、 医療機関の受診や生活習慣の見直しが必要です

学校名	○○小学校	職員番号	1234567	健診日	R8.7.31	
氏名	○○ ○○ 様	生年月日	1974.1.1	年齢	48歳	
総合判定	C	受診が必要な項目 (C判定項目)	脂質、肝機能			

- ・受診が必要な項目(C判定項目)について、医療機関を受診してください。診療科に迷う場合、以下を御確認の上、不明な点がありましたら、教職員健康相談室(☎671-4638)へご連絡ください。
- ・治療中の方は、主治医へ健診結果を報告してください。
- ・医療機関の受診は健康保険の適応となります。(自己負担あり)。
- ・医療機関受診後、教職員健康相談室に提出が必要な書類はありません。  
生活習慣を見直し、健康寿命を延ばしましょう。

## 参考：主な受診先(C判定・会計年度職員)

※『受診先』の名称や医師の専門分野は医療機関(病院やクリニック等)によりさまざまですので必ずホームページなどをご確認ください

健診項目	診療科	備考・注意点
血圧	内科	自宅に血圧計がある場合は、受診日までに1日1-2回計測し、メモに記載したものを健診結果と共にご持参ください。
脂質(LDL、HDL、中性脂肪(TG))	内科	かかりつけ医がいる場合は健診結果を持ってかかりつけ医にご相談ください。いない場合は体調不良時に受診している内科をご検討ください。まずは受診予約をし、健康的な食事・運動を心がけましょう。
	消化器科	
糖代謝(血糖値、HbA1c)、尿糖	糖尿病内科	
	内科	
胃検診	消化器科	医療機関に問合せの上、速やかに受診しましょう。

## 生活習慣を見直そう

生活習慣病は、『食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関する疾患群』のことと、その予防は健康を守るために大変重要です。

※教職員の皆様には「自己保健義務」(※3)があります。健診結果「医療機関受診が必要」と判断された方は、医療機関を受診し、健康管理をお願いします。

※管理監督者(学校長等)は、安全配慮義務(※4)があります。

※3 自己保健義務 自身の健康管理について、安全で健康に働くよう自己管理する義務

※4 安全配慮義務 職員の安全や健康を守るための義務

教職員健康相談室(☎671-4638)では、「こころ」と「からだ」の相談をお受けしています。ご心配なことがありましたら、まずはお電話でお問合せください。

学校長

## 『教職員健康相談室からのお知らせ』送付について

健康診断の結果、貴校の下記教職員は、医療機関への受診等が必要です。

そのため、本人宛受診結果とともに『教職員健康相談室からのお知らせ』を同封しています。

本人から、医療機関での受診や教職員健康相談室の産業医・看護職等による健康相談の希望がありましたらご配慮くださいますようお願ひいたします。

なお、別紙に「胸部レントゲン検査受診者リスト」があります。結核定期健康診断実施報告書作成の際にご使用ください。

### 1 対象者

職員番号	氏名	カナ氏名	総合判定	受診日
1234567	○○ ○○	○○ ○○	E：至急受診	2026/7/30
7654321	○○ ○○	○○ ○○	C：要注意	2026/7/31

### 2 対象者提出書類

総合判定がE、Dの職員には、おおむね1か月以内に、学校メール便にて「受診結果報告書」を提出するよう依頼しています。(本人用健康診断結果に同封しています。)

※総合判定がCの場合、受診は必要ですが、「受診結果報告書」の提出は不要です。

【担当】教職員労務課  
教職員健康相談室  
電話：671-4638

学校長

## 『教職員健康相談室からのお知らせ』送付について

健康診断の結果、医療機関への受診等が必要な教職員はいません。

別紙に「胸部レントゲン検査受診者リスト」があります。結核定期健康診断実施報告書作成の際にご使用ください。

【担当】教職員労務課  
教職員健康相談室  
電話：671-4638

別 紙

「胸部エックス線検査受診者リスト」

職員番号	氏名	カナ氏名	受診結果	受診日
1234567	○○ ○○	○○ ○○	済	2026/7/30
7654321	○○ ○○	○○ ○○	済	2026/7/31
2345678	○○ ○○	○○ ○○	済	2026/7/31
8765432	○○ ○○	○○ ○○	未	
3456789	○○ ○○	○○ ○○	再	2026/7/31
1023456	○○ ○○	○○ ○○	済	2026/7/31

※受診結果の項目について

済：受診日に胸部レントゲンを受診している方

未：胸部レントゲン未受診のため、未受診項目結果報告対象となっている方

再：胸部レントゲン検査の結果、DまたはEの判定となり、受診結果報告書対象となっている方

## 健康診断結果の送付について

次のとおり、健康診断の実施結果を送付いたします。

「本人用健康診断結果（本人あて）」は受診者様にお渡しください。

「教職員健康相談室からのお知らせの送付について」の対象教職員には、学校長が担う安全配慮義務に基づき、受診勧奨をお願いいたします。健康診断は、法律上、労働者本人に受診義務があることを申し添えます。

なお、別紙として「胸部レントゲン検査受診者リスト」があります。衛生管理者へお渡しいただき、結核定期健康診断実施報告書作成の際にご活用ください。

### 1 送付書類

- (1) 本人用健康診断結果（本人あて）
- (2) 教職員健康相談室からのお知らせの送付について
- (3) 別紙「胸部レントゲン検査受診者リスト」

#### 【参考：関係法令等】

（労働契約法 第5条 労働者への安全への配慮）

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

（労働安全衛生法 第66条5項 労働者の健康診断受診義務）

労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りではない。

（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）

事業者は、就業上の措置の実施に当たって、産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が就業上の措置を実施する上で必要最小限のものとなるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要があり、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報は取り扱わせてはならないものとする。

【担当】教職員労務課厚生係

671-3251

（書類送付元：《健診機関名》）

# 委託契約書

収入印紙添付 標準(抜粋)	
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

1 委託名 令和8年度 会計年度任用職員健康診断

2 履行場所 委託先健診会場

3 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

4 契約代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

5 契約区分  確定契約 [前金払  しない  する ( 分割払 (回)  一括払)]

概算契約 [概算払  しない  する ( 分割払 (回)  一括払)]

6 部分払  しない  する (12回以内)

7 部分払の基準  以下のとおり  設計図書のとおり

8 分割払の基準  以下のとおり  設計図書のとおり

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)

※単価及び金額は消費税等額を含まない額

9 契約代金の支払場所  横浜市指定金融機関 (市庁内)  横浜市水道局出納取扱金融機関  横浜市交通局出納取扱金融機関

10 契約保証金  免除  \_\_\_\_\_ 円

11 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者\_\_\_\_\_とは、  
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

契約事務受任者

横浜市教育委員会 教育次長

(印)

受託者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

## 委託契約約款

### (総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### （内訳書及び工程表）

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

### （着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要ないと認めたときは、省略することができる。

### （権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならぬ。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わ

ないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となつたと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となつたときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となつたときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。
- (臨機の措置)
- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適當でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

#### (一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### (第三者に及ぼした損害)

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

#### (契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### (中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出しがちでない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行ふことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前払金)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があつた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
  - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。  
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があつたときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないもののを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくときは、  
委託者が定める。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくときは、  
受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき  
(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき  
(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。  
(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して当該賠償金を支払わなければならない。

#### （受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

#### （契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関する契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

#### （暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に當たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に當たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定める。

# 個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

## (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## （適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

## （従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## （収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

## （禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

### 安全管理措置報告書

調査項目	内容						
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)						
2 業務の作業担当部署名							
3 業務の現場責任者役職名							
4 業務の個人情報取扱者の人数							
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格( ) <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入						
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程( ) <input type="checkbox"/> 規程なし						
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他( )						
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等							
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr></table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称						
	内容						
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)						

## 10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数  <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ  <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録  <input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等)  <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入  <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録  <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録  <input type="checkbox"/>その他 ( )  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>																
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ( )</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ( )</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ( )				電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ( )																	
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ( )																	
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>																
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)																	

## 11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型___台、デスクトップ型___台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ パスワードの付け方（ <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

---

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(A4)

(別紙)

## 研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

( A 4 )

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

### (情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

### (定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

### (適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要となる端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めるなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めるなければならない。

### (従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

### (禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用  
(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

### (再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならぬ。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

### (報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

### (事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

### (契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報をについて、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となつたときは、この契約を解除することができる。

### (著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和7年7月1日)

# 質問書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

担当部署

担当者氏名

電話番号

契約件名 令和8年度 会計年度任用職員健康診断

---

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質問内容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、教職員労務課へ持参又は書留郵便もしくは電子メールで送信すること。

なお、持参以外は提出した旨を教職員労務課へ必ず電話で連絡すること。

年　月　日

## 公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印※

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和7年12月12日

種目名 345事務業務の委託 E健康診断

(注意) 種目別に提出してください。

	契約番号	件 名
1		令和8年度 会計年度任用職員健康診断
2		
3		
4		
5		

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部署名(任意)	ふり 氏	がな 名
	連絡先		
担当者	部署名(任意)	ふり 氏	がな 名
	連絡先		

(注意)

- 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年　月　日　時　分
	確認方法	本人確認書類( )・電話・メールアドレス FAX番号・その他( )
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

# 入札（見積）書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印※

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

契約番号 \_\_\_\_\_

件 名 令和8年度 会計年度任用職員健康診断

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部 署 名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		
担当者	部 署 名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。
- 6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要)	通知書・申請書類・本人確認書類( ) 電話・その他( )
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	